

刑弁でGO!

第81回

トピック

2018年6月に施行された協議・合意制度と刑事免責制度について

刑事弁護委員会委員 田中 翔 (69期)

1 2018年6月施行改正刑訴法の概要

2016年5月24日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、段階的に施行されている。本年6月1日には、①被疑者国選対象事件の拡大、②協議・合意制度、③刑事免責制度、④ビデオリンク方式による証人尋問の拡充の各制度が新たに施行された。本稿では、このうち、協議・合意制度及び刑事免責制度について説明する。なお、日弁連総合研修サイト（eラーニング）で、「2016年改正刑事訴訟法―捜査・訴追協力型協議・合意制度と刑事免責制度の施行を控えて―」が公開されているので、そちらも是非受講されたい。

2 協議・合意制度

(1) 制度の概要

協議・合意制度は、特定犯罪の他人の犯罪事実について、被疑者・被告人が真実の供述をするなどの協力と引き換えに、検察官が処分・訴追などでの減免をする内容の協議を行い、両者で合意をするものである。合意が成立した場合は、協力者である被疑者・被告人は協力的行為をする義務を負い、検察官は減免行為をする義務を負う。

(2) 対象犯罪

対象犯罪は、経済犯罪、薬物・銃器犯罪などの特定犯罪に限定されている（刑訴法350条の2第2項各号）。協力者の事件と標的者の事件の双方が特

定犯罪であることが必要とされている。

なお、裁判員裁判対象事件に当たる犯罪は除外されることになっているため、覚せい剤の密輸などは協議・合意制度の対象外となっている。

(3) 協議について

協議の主体は、検察官と被疑者・被告人及び弁護人である（刑訴法350条の4本文）。協議には、必ず弁護人が関与しなければならない。弁護人・検察官のいずれからでも協議を申し入れることができる。協議において供述を求められることがありうるが、そこでの供述を求める行為は、取調べとは別の、協議の一部として位置づけられている。

最高検の依命通達（平成30年3月19日最高検第13号「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の運用等について（依命通達）」）では、処分の軽減等の見込みの説明は「供述を十分に聴取した後とすべき」とされている。検察官は、減免内容の提示より先に協力者の供述を求めてくると考えられる。

合意が成立しなかった場合には協議における供述自体を証拠とすることはできない（刑訴法350条の5第2項）。しかし、その供述からの派生証拠の使用は禁止されていない。また、協力者本人の訴追に影響するおそれなどもある。後述するとおり、合意が成立しても、合意が履行されないリスクもある。弁護人としては、これらのリスクを十分に考慮した上で、協議に応じるべきか、協議においてどの程度の供述をすべきかを慎重に判断することが求められる。

(4) 合意について

合意の主体は被疑者・被告人及び検察官である。合意の内容として、被疑者・被告人が、捜査機関の取調べや他人（標的者）の刑事事件の証人尋問で「真実の供述」をすることや、捜査機関の証拠収集に協力すること（刑訴法350条の2第1項1号）、それと引き換えに、検察官が、不起訴処分や公訴の取消、特定の訴因による公訴の提起・維持、訴因の撤回・変更請求、通常より軽い求刑、即決裁判手続の申立て、略式命令請求といった減免行為をすることを合意することができる（刑訴法350条の2第1項2号）。合意が成立した場合は、合意内容を明らかにする書面（合意内容書面）が作成される。弁護人は合意の主体ではないが、合意内容書面への連署が求められる（刑訴法350条の3第1項）。

合意は裁判所を拘束しない。裁判所が訴因変更を許可せず、また、合意による求刑意見よりも重い量刑をすることも許される（刑訴法350条の10第1項2号イ、ロ等）。また、合意により不起訴処分とされたとしても、検察審査会が起訴相当の議決をすることも妨げられない。その場合は合意が失効する（刑訴法350条の11）。

合意の一方当事者が合意に違反した場合、相手方は、合意から離脱できる。なお、被疑者・被告人が合意に違反して虚偽の供述等をした場合には、虚偽供述罪（刑訴法350条の15第1項）や偽証罪に問われるおそれもある。弁護人は、こうした罰則を受ける可能性があることを十分に説明する必要がある。

(5) 標的者の弁護人となった場合

協議・合意制度は、供述と引き換えに減免の恩典を得るものであるから、虚偽供述のおそれが常に存在する。標的者の弁護人は、協力者証人の供述の信用性を慎重に検討することが求められる。そのために、

協力者の取調べの全過程の可視化を申し入れることが考えられる。また、合意内容書面や協議の概要を記録した書面をはじめ協議のプロセスと結果に関する証拠の開示請求を徹底して行うことが求められる。

3 刑事免責制度

証人の証言及びその派生証拠を証人自身の刑事裁判の証拠として使えなくする代わりに、自己負罪拒否特権を失わせて証言を義務づける制度である。協議・合意制度と異なり、対象事件の制限はない。刑事免責が適用される場合、①尋問での供述及びその派生証拠は証人の刑事事件では不利益な証拠とできないこと、②証言拒絶ができないことを条件とした証人尋問を行う旨の決定がされる（刑訴法157条の2第2項）。

この制度により、これまで自己負罪拒否特権によって証言を拒絶していた証人（主に共犯者が想定される）が、証言を義務づけられる。刑事免責制度固有の問題ではないが、共犯者には自己の責任を軽減するために虚偽の供述をする動機がある。検察官が、刑事免責の適用とともに検察官の期待する証言内容を示唆することにより、虚偽供述の可能性が高まることも想定される。弁護人としてもその点に留意した反対尋問対応等が必要となる。

また、第1回公判期日前の証人尋問での適用を排除する明文の規定はなく、共犯事件において捜査段階での黙秘権を実質的に奪う目的で利用されるおそれもある。今後の運用に注意が必要である。

2018年6月、東京地裁での覚せい剤密輸の事案で刑事免責が初めて適用されたが、刑事免責を受けた証人の証言の信用性は判決で否定された。今後、刑事免責制度がどのように運用されていくかが注目される。